

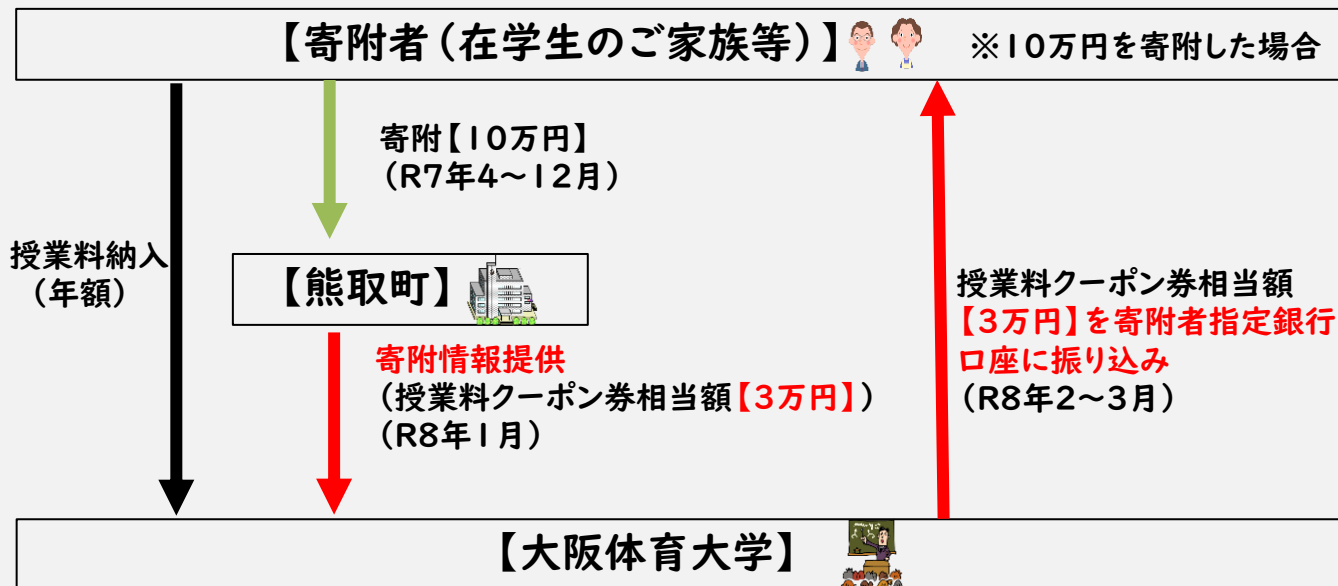


# 熊取町へのふるさと納税（寄附）返礼品 大阪体育大学「授業料クーポン券」のご案内

大阪体育大学  
×  
熊取町

 大阪体育大学が所在する熊取町へふるさと納税（寄附）いただくと、大阪体育大学「授業料クーポン券」（寄附額の3割相当）を使用できます。

 大阪体育大学「授業料クーポン券」は、在学学生を対象とした通常の授業料に充てることができるものであり、「授業料クーポン券相当額（寄附額の3割）」を、同大学から寄附者（ご家族等）の指定銀行口座にお振り込みします。



※授業料クーポン券は寄附者へ発行いたしません。

※令和7年度授業料の減額処理に必要な情報を、熊取町への寄附時（楽天ふるさと納税ポータルサイト）にご回答ください。

## 1. 熊取町への寄附受付期間

令和7年4月1日から令和7年12月31日まで

## 2. 授業料クーポン券の対象

令和7年度の授業料のみが対象となります。

授業料	○（クーポン対象）	学友金入会金	×（対象外）
入学金	×（対象外）	学友会費	×（対象外）
施設費	×（対象外）	同窓会入会金	×（対象外）
教具・教材費	×（対象外）	教育後援会費	×（対象外）
図書費	×（対象外）		

※授業料以外の学費、諸費用は対象外です。

※大学院生の授業料は対象外です。

※各種奨学費（スポーツ奨学生、学業優秀、修学支援金等）で、令和7年度の授業料が0円（大阪体育大学保証人ポータルサイト内の学費等決済サイトの授業料が0円）の在学学生は対象外です。

### 3. 授業料クーポン券の使用条件

①クーポン券の使用は、**在学学生1人につき、毎年度1回に限ります。**

(例えば、在学学生【Aさん】の父親が11月に熊取町へ20万円寄附し6万円分のクーポン券を取得した場合、同在学学生【Aさん】の母親が12月に熊取町へ10万円寄附し3万円分のクーポン券を取得しても、【Aさん】は母親が取得した3万円分のクーポン券を使用することはできず、父親が取得した6万円分のクーポン券のみ使用できます。)

②令和7年**12月15日までに、クーポン券を使用する在学学生の年間授業料が大阪体育大学に納入**されていること。(半期休学者は在学中(前期又は後期)の授業料を納入していれば可。)

### 4. 注意事項～熊取町への寄附前に必ずご確認ください。～

- 授業料クーポン券を使用する在学学生の令和7年度授業料を大阪体育大学保証人ポータルサイト内の学費等決済サイトでご確認ください。令和7年度の授業料を超える額のクーポン券を取得されても、翌年度以降の授業料に使用することはできません。
- 寄附者以外のご家族等が熊取町に寄附しクーポン券を取得されていないか、ご確認ください。
- 熊取町への寄附は、キャンセル(返金)及び寄附額変更は一切できません。
- クーポン券の「対象」「使用条件」を満たさず、クーポン券を使用できなかった場合や、令和7年度の授業料を超える額のクーポン券を取得された場合であっても、熊取町への寄附のキャンセル及び寄附額変更はできず、別の返礼品をお送りすることもできません。

### 【ふるさと納税制度の概要】

ふるさと納税とは、市町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、寄附額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・住民税から全額が控除される国の制度です。

注) 税額控除の対象者は、所得税や住民税を納めている方です。

注) 税額控除の上限額は、寄附者の収入や家族構成により異なります。

注) 熊取町在住の方は返礼品を受け取れないため、授業料クーポン券を使用することはできません。

(熊取町外にお住まいのご家族等が、熊取町内に下宿する在学学生を対象に授業料クーポンを使用することは可能です。)

**※ご自身の寄附上限額(税額控除上限額)は、こちらの楽天ふるさと納税ポータルサイトでシミュレーションすることができますので、あらかじめご確認ください。**



**【熊取町への寄附はこちらから】**

**～楽天ふるさと納税寄附ページ～**



**【問い合わせ先】**

熊取町 企画財政経営課  
TEL:072-452-9016  
メール:kikaku@town.kumatori.lg.jp

